

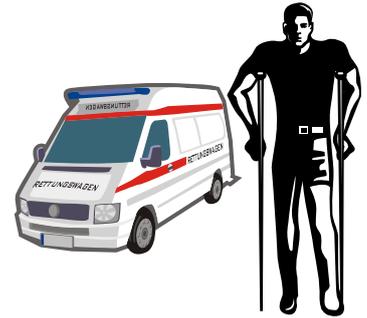
# 現場の安全かわらばん

第12号

発行日:平成19年9月7日  
発行元:宮城県土木部事業管理課

## 安全のトピックス

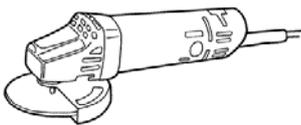
- 労働安全衛生規則の一部が改正になり、健康診断項目に腹囲などが正式に追加されました。施行は来年4月1日
- 県工事における労働災害件数が平成18年を上まわっています。一層の事故防止を願います。
- 厚生労働省が平成19年1～7月の死亡災害発生状況（速報値）を発表。最も多いのが建設業の234人（全体の34.8%）。比較的多くなってきています。



## もし事故が起きたら

### ■平成19年事故発生状況

すでに県発注工事の事故件数は昨年を上まわっており予断をゆるさない状況です。幸いにも死亡事故が発生していませんが、ハインリッヒの法則※からも、これだけ事故が発生すれば重大事故が起きる可能性も高くなってきています。現在の傾向として手持ち機械による事故が多く見受けられます。たとえばサンダーによる作業中に反発し手を負傷する事故があります。手持ち機械は気軽に様々な用途で使われます。手で持つため狭い箇所でも入ると短時間の作業が多いため、無理な体勢や足場の悪い箇所での事故が発生しています。小さい機械でも思いがけない大怪我を負うことがありますので、取扱に際しては十分な注意と**危険予知**が必要です。



※ハインリッヒの法則

1件の労働災害の発生の裏には29件の軽い災害があり、さらに裏には300件のヒヤリ・ハットがあること。

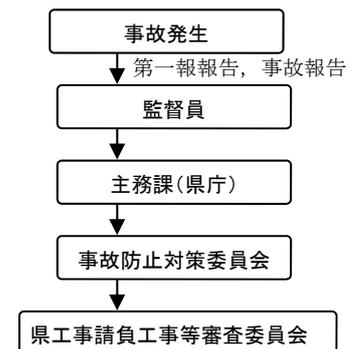
### ■事故報告

もし事故が発生した場合、被災者の救護等現場での対応が第一ですが、速やかに発注者への報告が必要です。軽微な事故の場合でも、報告する義務があります。「これくらいは大したことない」「これは事故ではない」と報告を怠ったため、後に「労災隠し」として多大なペナルティーを負った事例も起きています。通常であれば休業4日未満の軽微な事故で処理される事故も報告しなかったばかりに指名停止などになるのでは全く割にありません。

### ■事故の第一報

今年度から事故報告方法が一部改正になり、事故が発生した時点で施工業者が、第一報報告を提出します。これまでは監督員が作成し報告することになっていましたが、請負者からの第一報報告の様式が無かったため、後日第一報がいつ行われたかが、書面で残りませんでした。トラブル防止のためにも書面での提出に心がけてください。様式は、A4用紙1枚に事故の状況を記載し発注者に提出（FAX、メール可）で送付します。休業日数や全治日数その時点で不明な事故は記載せず、判明した時点で記入し第2、3報として頂ければかまいません。その

後、怪我の診断や監督署への報告を済ませて、再発防止対策までまとまった時点で事故報告書の提出となります。内容やタイミングは監督員と協議してください。事故の第一報がわりに報告書を出したり、第一報と一緒に事故報告書を出される会社もありますが、この時点では事故報告書は、作成できませんので第一報報告があります。各様式（EXCEL形式）や、報告については宮城県土木部事業管理課のホームページの「工事の安全」に掲載してあります。その他、工事の安全について随時情報を発信しておりますので、一度ご覧になってください。また、重大な事故の場合、国土交通省の事故データベース（SAS）に登録が必要な場合がありますので御協力願います。



## お役立ちリンク

### 建設業労働災害防止協会宮城県支部

通称建災防の宮城県支部のウェブサイトでは県内の事故の速報を公開しています。日頃の安全教育等に有用です。本部ウェブサイトにも各種データが公開されています。

<http://www.kensaibou-miyagi.jp/>  
本部 <http://www.kensaibou.or.jp/>

## 平成19年における事故発生状況（速報値）（平成19年9月4日現在）

発生年	労働災害(件)		もらい事故(件)	公衆災害(件)	
	休業4日以上	軽微な事故		死傷災害	物損災害
平成18年	8	18	1	3	12
平成19年	11	13	1	4	12
差	+3	-5	0	+1	0

まだ9月ですが、休業4日以上労働災害は、すでに平成18年の事故件数を上まわっています。この他にも報告はあがっているが休業日数が確定しておらず、反映されていない事故もありますので実際はもう少し多くなりそうです。